

論 文

『フランス大年代記』とナショナル・アイデンティティ
——歴史叙述研究を巡る最近の動向から——

鈴木 道 也

はじめに—叙述史料研究の可能性—

近代の歴史学はナショナリズムを推進する力のひとつであり、無数の記録のなかから「われわれ（＝国民）」の記憶を選び分け、それを手段として、過去の世代と現代のそれとのあいだに存在する（とされる）ナショナルなアイデンティティの連続性を証明しようとした。国民国家とともに誕生し成長してきたこの歴史学は、その来歴ゆえに過去の単なる説明にとどまるものではなく、成果としての歴史叙述にある種の偏りをもたらすこととなった。このことについてテッサ＝モーリス＝スズキは、近代の歴史叙述が、その性格においては同時代のスコットやユーゴーの小説と何ら変わるところはなかったと述べるが、⁽¹⁾パトリック＝ギアリの指摘はさらに厳しく、自らの著作のなかで彼は、近代歴史学によって過去は「汚染された」と表現している。⁽²⁾

とはいえ、国民国家という形態をとらない前近代のネイション、あるいはその創設を目指す「ナショナリズム」運動も、ナショナル・アイデンティティ形成の重要な手段として歴史叙述を用いている。中世にあっては、キリスト教的世界観に基づいてキリスト教共同体のアイデンティティを表象する「普遍年代記」が12世紀頃にその最盛期を迎えていた。しかし続く13世紀には、近代ネイション以前の多様な国家（王国）のイメージが、ラテン語もしくは俗語で記された「王国年代記」を通じて発信されている。例えばフランス王国では、13世紀後半に成立する俗語散文体の王国年代記『フランス大年代記（*Les Grandes Chroniques de France*：以下、GCFと略記）』が、フランスの「正史」として、ナショナルなものへの人々の帰属意識を下支えしていたのである。⁽³⁾

いわゆる言語論的転回以降の学界動向のなかで、ガブリエル＝スピーゲルやベルナル＝グネは、こうした歴史叙述が、中世的国家観、あるいは中世の権力関係を解明する貴重な手がかりになると指摘している。⁽⁴⁾スピーゲルによれば、前近代であれ近代であれ、ひとつのネイションが過去に対する記憶を刷新して新しい歴史叙述の構造を作り出す機会はそう多くはなく、ひとたび作られると、多少修正されることはあっても、それは数世紀に渡ってネイションが自らの本質と発展の方向性を考える際のひとつの基準として機能することになるという。⁽⁵⁾

筆者は旧稿において、スピーゲルに代表される1980年代以降の中世歴史叙述研究の動向を概観するとともに、その研究視角を受けて、13世紀前半のフランス王国で成立した『シャ

ンティイ年代記』の構成分析を試みた。⁽⁶⁾それはGCF成立史の前段をなすものであったが、中世における「フランス」という国のナショナル・アイデンティティ形成過程とその基本構造は、GCFと呼ばれる王国年代記の生成・変容過程ならびに関連写本の分析を通じて明らかにすることが可能ではないか、との結論を得た。そこで本稿ではまず最初に、スピーゲルが示した研究の基本的な枠組みがその後どのように継承され発展してきたのかという点について、2005年7月に連合王国レディング大学で開催された「中世年代記に関する国際会議」第四回大会の内容を紹介することで確認したい。(以下Ⅰ)。そこでの取り組みと課題を踏まえて次に、『フランス大年代記』の「正史」化を考える上で重要な論点をなすと思われる14世紀前半のGCF改訂作業について考えてみたい(以下Ⅱ)。

Ⅰ 中世年代記研究の現況

3年ごとに開かれているこの研究集会は、空間的には西欧だけにとどまらず、ビザンツやイスラーム圏も含み、10世紀から15世紀という時代的範囲のなかで制作された歴史叙述、あるいはそれに類する物語、小説、そして詩を研究の対象としている。1996年の第1回集会以来10年を超える共同研究の成果を踏まえ、2005年の集会では、中世年代記研究の近年の全般的な傾向として次の5点を指摘している。①地域的偏差の強調、②用語に関する定量的定性的分析の一層の緻密化、③テキストの改変とその意味に関する分析の定着、④文字テキストと図像テキストとの関連性に関する研究の深化、⑤叙述史料のデジタル・アーカイブ化の進展。ここでは全22本のセッションのなかから、時代的地域的バランスを考慮してフロワサールの『諸年代記』に関する「セッション4a」、ビザンツの年代記に関する「セッション2b」、そしてイスラームの年代記に関する「セッション6a」の3つをとりあげ、上記した全般的な傾向が個々のテーマに際してどのように具体化しているか確認しておく。⁽⁸⁾

ジャン＝フロワサールの『諸年代記<Chroniques>』は、周知のとおり14世紀ヨーロッパ史とりわけ百年戦争理解にとって必須の同時代文献のひとつである。1370年から1400年までの間に執筆され、4巻からなるこの年代記は、その叙情性あふれる文体もあってフロワサールの存命中から大きな人気を博し、現存する写本数は100点を超えている。最初の報告者であるリヴァプール大学のゴドフリード＝クローネン(Godfried Croenen)は、「ジャン＝フロワサール『諸年代記』中における分節化とテキスト編集」と題する報告のなかで、写本間の異同はさし当たり考慮外に置いて、ひとつの写本に含まれる130万語以上の単語に統計的分析を加え、作者であるフロワサール、想定される読者、依頼者の関係がどのように作品の分節化(朱文字化)に影響を与えているかを考察している。⁽⁹⁾

次のカタリナ＝ナラ(Katarina Nara)の報告「視角と言葉:テキストと図像との共鳴」は、年代記第4巻に関する写本のうち、1470-1475年に南ネーデルランドでアルジャントン領主フィリップ＝ド＝コミーヌのために制作され、写本群中で最も多くの挿絵を含む

BL MS. Harley 4379-80を取りあげる。この写本では全面挿絵も計80葉に上るが、その作者は「ハーレイ=フロワサル親方」「コミーヌ=フロワサル親方」「イングランド年代記親方」と呼ばれる三名に特定されること、また挿絵とテキストとの関連性を分析し、テキストに記された人的関係を表象するため紋章が有効に使用されていることを強調する。またメリーランド=ロヨラ大学教授で軍事技術研究の大家ケリー=ドブリーズ (Kelly DeVries) は、自らの報告を「フロワサルとHerce:年代記の中の射手」と題し、クレシーの戦いの時にイングランド側の長弓隊を示す言葉としてフロワサルの年代記においてのみ特徴的に用いられる〈Herce〉という表現が、農業用語である「鋤 (harrow/beche)」に由来するという見解は通説と考えると良いのか、またそれが意味するものは軍隊全体のなかでの長弓隊の配置なのか、長弓隊そのものの陣形なのか、といった点について独自の見解を主張している。

そして最後にシェフィールド大学のピーター=エインスワース (Peter Ainsworth) は、「オンライン版フロワサル『諸年代記』について」として、シェフィールド大学で進められている「The Jean Froissart プロジェクト (<http://www.shef.ac.uk/french/research/froissart/besancon.htm>)」のなかで、2008年に公開が予定されている、ブザンソン公立文書館 MS. 864-865を原本とするフロワサル年代記のデジタルテキスト化プロジェクトの進捗状況と可能性や問題点について言及している。¹⁰⁾

つぎに、ビザンツの年代記に関しては、まずハイファ大学のジャンニ=ホロヴィッツ (Jeannine Horowitz) が、「ニケタス=コニアテスの年代記:歴史的正確さと感情的揺れ」と題する報告で、第四回十字軍によるコンスタンティノープル陥落の様子を記したニケタス=コニアテスの年代記は、従来はそのラテン人への反感に基づく偏向的記述のゆえに歴史史料としての評価が高くはなかったこと、しかし同時代の西欧側あるいはビザンツ側の史料との比較により、首都陥落に先立つコムネノス朝末期の帝国の様子を伝える一級の史料として利用する可能性を持つことを指摘した。

続くクイーンズ=ユニバーシティ=ベルファストのディオ=スミス (Dion Smythe) は、「12世紀ビザンツの歴史叙述:年代記か文学か?」として、12世紀のビザンツで年代記もしくは歴史物語的な構成を持つとされる13の作品を分析している。作品の一部には、エリートの言語であるアッティカ方言ギリシア語で記され、作者自身が一人の登場人物として作中に登場するものが存在していた。しかし他方で、俗語のギリシア語で記されたいくつかの作品の方が、内容においてはより客観的であった。ここからエリート文学のミニ=コミ的性格と、年代記作品の啓示的性格を対比させ、ここに一種の「受容理論」(reception theory)を導入する可能性を指摘する。¹¹⁾最後にサセックス大学のベント=ビジョルンホルト (Bente Bjornholt) は、「写本に挿絵すること—ビザンツ年代記を装飾する—」と題して、現存する唯一のビザンツ期ギリシア語挿絵年代記写本『スキュリツェス年代記』(Madrid, Bib. Nac. vitr. 26-2)を対象とし、テキストと挿絵との関係を分析してい

る。彼女によれば年代記中には全574点の挿絵が存在するが、その写本中のレイアウトはきわめて多彩であり、テキストと挿絵が分業的ではなく、関係を保ちながら同時に生成していく様子を想起させると述べている。

イスラームの年代記に関するセッション 6a『ペルシアの歴史叙述』では、15世紀のペルシアが主として取りあげられている。対象とされる時期にあっては、1405年にティムール帝国が東西に分裂した後、西ティムールは黒羊トルクメニスタン人の攻撃により数年で滅び(1410年)、東ティムールをティムールの子シャーニルクが支配することとなった。戦乱でペルシャ各都市は衰えたが、東西交易の要衝を抱える東ティムールは、東西交易の要衝として一定の繁栄を続けていた。その結果ペルシャ文化の中心もサマルカンド(ウズベキスタン東部)やヘラート(アフガニスタン西部)に移り、トルコ=ジャガタイ語文学と共にチムリッド=ルネッサンスと呼ばれる文化発展をみている。こうした政治文化状況を受けてケンブリッジ大学のチャールズ=メルヴィル(Charles Melville)は、「タブリーズ(Tabriz)とヘラート(Herat)の間」と題する報告で、15世紀という政治権力の細分化、政治イデオロギー対立期にあって、ペルシアの歴史叙述が発展していく過程を分析している。当時の支配者は民族的背景を色濃く有しており、ペルシア的国家形態を外形的には示していたとしても、その内実は部族主義的であった。しかし宮廷史家たちは、イスラームの宗教的諸原理に基づいて帝國的統治を正当化しようとする。この時期の歴史叙述に一定の定型様式が見られるのか、あるいはヘラートを中心とする東ティムールの歴史叙述とタブリーズを中心とするトルクメニスタンのそれとの間にどのような違いが見られるのか、さらに両者の歴史叙述は、その後二つの政治勢力を受け継いで形成される、16世紀におけるイランの(シーア派系)サファヴィー朝と、トルコの(スンニ派系)オスマン帝国にどのように発展していくのか、この3つがこの時期の年代記分析に関する主要な論点であると彼は提示する。

イスタンブール情報大学のサラ=ヌル=イルディー(Sara Nur Yildiz)はこのうち3つ目の論点について「ペルシア=モデルとオスマンの年代記：15世紀オスマンの普遍史『バージャット=アル=タバリク <Bahjat al-tavarikh>』とペルシアにおける歴史叙述の伝統」という報告を行っている。彼女はまず、初期オスマンの歴史叙述においては、韻文形式の英雄的戦記、散文形式のイスラーム普遍史、オスマン朝の成立について語る物語的叙述、スルタンの事績録などが併存もしくは混在しており、年代記というジャンルを確定することは困難であると指摘した上で、縮約版イスラーム普遍史である『バージャット歴史集成』を分析対象に取りあげる。この作品は1459年にブルサでオスマン朝の高官のためにオスマンのイスラーム学者によって叙述されたものであり、ペルシアの普遍史叙述との間にどのような関係が見られるか、という点に焦点をあてて分析を進め、内容およびテキスト構成において13世紀ペルシアで成立した『ニザーム歴史集成』との共通性の高さを指摘する。他方、近隣の対立勢力、たとえばトルクメニスタンに関しては強烈に自らの歴史的

正当性を主張する箇所も存在しているとして、13世紀ペルシア歴史叙述モデルの援用は、オスマンの政治的文化的優位性を主張するために戦略的に行われたと判断している。

オハイオ大学のショーレクイン (Sholeh Quinn) も第3の論点に関して、1501年にタブリーズを首都に据えて成立した後、約200年間に渡ってイランの地を支配するサファヴィー朝を取りあげ、「サファヴィー朝歴史叙述に関する概観」とする報告を行った。この時期イランにおいては、年代記、叙事詩、挿絵付物語といった歴史的作品が数多く制作されている。スンニ派が多数を占める地にあつて、サファヴィー朝はシーア派十二イマーム派を国家宗教として選択したが、この選択がムジュタヒドと呼ばれる法学者・神学者集団の成長を促している。彼は、こうした知的エリート集団の存在が歴史叙述を発展させたのではないかと指摘している。⁽¹²⁾

このように、中世年代記を巡る研究は、これまでの学問的境界や地理的境界を越えて幅広く展開されている。そこでは「受容理論」への言及にも見られるように、記録(記憶)が生み出される場、あるいは受容される場への関心がきわめて高く、解明のための予備的作業として史料のデジタルアーカイブ化が進められるとともに、様々な分析手法が試みられている。⁽¹³⁾ 西欧を対象とするものであればザンツやイスラームの年代記を取りあげたものであれ、一連の研究が等しく目ざすのは歴史叙述に含まれる関係性の明示化である。言語学の語法を用いればそれは「歴史叙述のオントロジー」であり、言語論的転回後の歴史学界への一つの回答ともなっている。ここでは史書の分析を通じて、中世における歴史認識の枠組みを再構成することが意図されている。

もっとも、歴史認識に織り込まれた多層的アイデンティティを、中世ネイションを軸として明らかにしようとする場合には、ナショナリズム論におけるいわゆる「近代主義か原初主義か」といった対立、あるいは「原初主義と近代主義の接合」といったような、これまでもっぱら近代史研究の側からなされてきたアプローチとは距離をおいた内在的な検討が求められることになる。現在進められている叙述史料研究が、アイデンティティ共同体の形成・変容における精神的無意識的な部分に光を当てた点については高く評価されなければならない。しかしこうした部分と制度的実態的な部分とをどのように結び合わせていくのかという点についてこれまでの研究史は必ずしも明確ではなく、両者の関係性への関心は必ずしも高くはない。その結果、国家観や歴史認識の多様性に言及しつつも、共同体のカテゴリーに関しては、伝統的理解のなかで示された枠組みの存在を相変わらず前提視している、といった問題点をそこに指摘することも可能だろう。⁽¹⁴⁾

記憶と記録が整理・編集され、ひとつの歴史叙述が成立していく過程を丁寧にたどることで、歴史認識の枠組み、あるいはその微妙な揺れを観察することが可能であるとすれば、今回の研究集會では特に言及がなかったものの、「受容理論」の延長線上で、クリステヴァが言う「間テクスト性」の議論にあらためて着目することも有効ではないかと思われる。彼女が主張するのは、「どのようなテクストも様々な引用のモザイクとして形成され、テ

クストはすべて、もう一つの別なテキストの吸収と変形に他ならない」ということである。⁽⁶⁵⁾しかしこの用語は、往々にしてあるテキストの「典拠の研究」というありきたりの意味にうけとられてきた。クリステヴァによれば、「間テキスト性（相互テキスト性）」という語は、実際にはある（ないしいくつかの）記号体系からもうひとつの記号体系への転移を表すものであり、その意味においては、むしろ「転移＝措定移行（transposition）」という用語の方が相応しいとされる。⁽⁶⁶⁾過去の史書を一定の方針のもとに取捨選択し、そこに追記を施しながら編纂されていく中世の歴史叙述は、まさに「引用のモザイク」である。だとすれば、成立した作品（写本）を典拠ごとに断片化していくような写本研究ではなく、偏差も含め一連の写本群が全体としてどのような歴史認識（あるいはその変化）を示しているのかを問うことが求められる。具体的には、オリジナルの史書がどのように翻訳あるいは翻案されているかという内容上の問題と、いかなる順番でどの部分が引用されているのか、という内容構成上の問題の二つを考える必要があるだろう。GCF研究に立ち返って敷衍すれば、13世紀後半のGCF成立時の内容そのものと並んで、その後の「正史」化のプロセス、その中で制作された多くの続編や関連写本の分析のなかに、歴史を構成する様々な主体が紡ぎ出す無数の歴史、多様なアイデンティティの関係性を明らかにする可能性が含まれているように思われる。

II サン＝ドニ修道士リシャル＝レスコによるGCF改訂作業

II-1 フランス王国の歴代修土工房

10世紀末以降フランス王位を継承することになったカペー家の修土工房は、王権の中心拠点の移動や人的関係の推移に伴って変化していく。王権成立当初は、オルレアン近郊のサン＝ブノワ＝シュ＝ロワールに位置するフルーリ修道院が王権擁護の内容を持つ年代記を生み出しており、そこではユージュド＝フルーリ（Hugh de Fleury）の *Liber qui Modernorum Regum Francorum continet actus* やエモン＝ド＝フルーリ（Aimoin de Fleury）の *De Regibus Francorum* などが良く知られている。⁽⁶⁷⁾その後王権の拠点がパリに移動すると、当初はパリのサン＝ジェルマン＝デ＝プレ修道院がカペー王権との間に緊密な関係を築き上げ、王国史編纂事業にも関わっていた。しかしルイ6世以降サン＝ドニ修道院長シュジェが王国顧問や摂政として活躍し、王権とサン＝ドニ修道院との人的紐帯が強化された結果、サン＝ドニ修道院が次第にカペー家の修土工房の地位を担うことになり、そのなかでシュジェの *Vita Ludovici Grossi Regis* なども生み出されていくことになる。⁽⁶⁸⁾

サン＝ドニ修道院が国王伝記あるいは王国年代記の編纂事業に積極的にかかわるようになった12世紀後半以降、フランス王国史編纂事業にはいくつかの画期を認めることが出来る。まずひとつは、フィリップ2世治世期に行われた『シャンティイ年代記』の編纂事業である。この年代記は、フランク（フランス）王国年代記史上初めて俗語フランス語で編まれた年代記であった。編者は詳らかになっていないが、サン＝ジェルマン＝デ＝プレ修

道院に関わる諸特権への言及を内容に多く含むところから、(サン＝ドニ修道院ではなく)当該修道院の関係者ではないか、と推定されている。⁽⁹⁾

もうひとつの画期が、ルイ9世の指示によりサン＝ドニ修道院が着手したフランス語版王国年代記の編纂事業である。⁽¹⁰⁾しかしこの年代記はルイ9世治世期には完成せず、フィリップ3世治世の1274年、サン＝ドニ修道士プリマ(Primat)の編により、『王の物語<Romans des Rois>』として完成する。これが後にGCFと呼ばれることになる王国年代記の原型である。⁽¹¹⁾ところが、この年代記は完成からほぼ1世紀間、つまり13世紀後半から14世紀半ばまで、聖俗有力者からほとんど関心をもたれていない。むしろこの時期にあっては、同じルイ9世の援助を受けて制作されたヴァンサン＝ド＝ボーヴェ(Vincent de Beauvais)編の『歴史の鑑<Speculum historiale>』が広く普及しており、フランス王国の歴史的性格をめぐる公式見解はそのなかに示されていた。⁽¹²⁾1世紀後、シャルル5世(位1364-80)の指示のもと尚書長ピエール＝ドルジュモン(Pierre d'Orgemont)によってGCFは再編集され、シャルル6世治世の1380年頃、いわゆる『シャルル5世のGCF』が完成する。⁽¹³⁾これが第3の画期であり、数多くの写本制作によって以後この年代記が中世国家フランスにおける「正史」の地位を獲得する。現存する120点以上の写本の多くは、14世紀後半から15世紀にかけて制作されたものである。当然これらの写本はシャルル5世主導で再編されたGCFを原本としており、15世紀末に初めて印刷されたGCFも、また20世紀の校訂本も同様である。

したがって我々が今日『フランス大年代記』として一般に理解しているのは14世紀後半のGCFであって、成立当初のものではない。成立から1世紀間に制作され現存する写本の数は20点弱である。⁽¹⁴⁾しかしながら、上の研究史整理でも述べたように、こうした初期写本に含まれる多様な内容は、それぞれが豊かな内容を持っており、一定の歴史観の反映である。その写本のひとつひとつに対して、間テキスト性の議論を踏まえつつ上述した2つの分析視角に立って文献学的分析を加えることで、中世国家フランスにおけるナショナル・アイデンティティの成形過程を浮かび上がらせることができるのではないかと思われる。それは「いくつかのフランス史」が選り分けられ、たったひとつの「正史」へと収斂していく過程である。この間、いかなる「フランス史」が記され、そしてそれがどのようにして「正史」としての『シャルル5世のGCF』へ収斂してくるのであろうか。

具体的な検討に際しては、初期写本群のなかでも特に1350年代に成立した『リシャール＝レスコ版フランス大年代記』⁽¹⁵⁾に注目したい。この年代記は、サン＝ドニの修道士リシャール＝レスコ(Richard Lescot)が1274年以後も写本制作に際して当該修道院内外で加筆されてきたGCFをあらためて編集し直したものであり、①カペー朝からヴァロワ朝への王朝交代期に関する記述をいち早く含んでいる、②この後GCFの編集主体がサン＝ドニ修道院から王権に移動するためサン＝ドニ修道院系のGCFとしては最終版である、などの特徴を有している。以下、まず最初にプリマ以後のサン＝ドニ修道院で展開された

史書編纂事業を概観し、その編集傾向を確認したい(Ⅱ-2)。次にグエイヨ＝バシーらの近業を参考にして、14世紀前半のリシャル＝レスコによるGCF改訂作業を、改訂版の内容構成を通して明らかにし、その意味を考えたい(Ⅱ-3)。²⁶⁾

Ⅱ-2 13世紀後半から14世紀初めまで—ブリマ以後のサン＝ドニ修道院とGCF—

サン＝ドニ修道院では、フィリップ2世治世までを記したGCFの後、作者不詳のラテン語版『ルイ8世伝<Gesta Ludovici VIII>』が成立している。しかしサン＝ドニを代表する歴史家としてブリマの後を継ぐのは、ギョーム＝ド＝ナンジ(Guillaume de Nangis)である。彼はまず、自らに先行する時代に関して『ルイ9世伝<Gesta Ludovici IX>』(ラテン語)ならびに『フィリップ3世伝<Gesta Philippi III>』(ラテン語)をまとめている。次にギョームが着手したのが、『年代記<Chronicon>』の制作活動であった。²⁷⁾この年代記は、冒頭に「強大なるフランス王の多くが眠るフランスのサン＝ドニ教会を訪れる多数の人びと、とりわけ高貴なる貴族たちが、かかる気高き一族の生まれと血統について、そして多くの場所でフランス王について語られ、また著わされているその偉業について知ることを望むので……」²⁸⁾と記されているように、12世紀末に成立したリゴール(Rigord)の年代記同様、サン＝ドニ修道院に安置された歴代国王の王墓を訪ねる者たちに向けたガイドとしての性格を持っていた。記述は創世記から始まり紀元1300年までが彼自身の手により記されており、その後別の人物により1340年までの加筆が行われている。

この年代記の制作とならんでギョームは、*Chronicon* 写本 Paris, B.N.lat.6184を原本にしたと想定されるフランス語版の『フランス諸王年代記<Chronique française abrégée des Rois de France : 以下CRFと略記>』の制作にも関与していたが、²⁹⁾1300年にギョーム自身が死去したことでこちらの作業は中断してしまった。この2つの年代記、とくにそのフランス語版年代記の制作に関しては、「余、このサン＝ドニ教会の修道士であるギョーム＝ド＝ナンジは、余に願い求めた良き人の求めに応じて、かつて諸王を系統樹のかたちでラテン語で記したところのものを、ラテン語を解することのできない者たちのために、ラテン語からフランス語へと翻訳したのである……」³⁰⁾と記されていることから分かるように、国王の指示があったことが知られており、GCFと同様の性格を有しているように思われる。が、実際にはこれは各王治世についての簡略な解説を連ねたもので、分量はGCFに比べはるかに短く、トロイア最後の王プリアモスからギョームが死去する1300年までが記述されている。

しかしながら、CRFについて同時代に作成された写本の数の多さから、サン＝ドニ修道院が制作した俗語年代記のなかでは、当時はGCFよりもむしろこのCRFの方がよく利用されていたのではないかと推測される。CRF写本群は多様な内容を含んでおり偏差が大きい、記述年代により、以下4グループに分けることが可能である。

まず第1のグループ(グループA)は、1304年3月のサン＝ドニ修道院長ルノー＝ジ

ファール (Renaud Giffart) 死去までを記述したものである。⁶¹⁾ このグループを含め、以後の CRF 写本のいずれもがユグ＝カペー以降を一括して「シャルルマーニュの血統」と捉えるスタイルをとっており、そこでは GCF の内容構成上ひとつの特徴となっていたフィリップ2世期の「シャルルマーニュの系統への王国の環帰 <Reditus Regni ad Stirpem Karoli>」について、具体的な言及を確認することが出来ない。⁶²⁾ つぎのグループ (グループ B) は、1316年9月のロベール＝ダルトワのアラス行軍までを記述している。⁶³⁾ この写本の記述内容は、後に GCF 写本のひとつにも取り込まれている。パリの書籍商トマ＝ド＝モブジュが関わったとされるこの GCF 写本は、1328年のカペー朝からヴァロワ朝への王朝交代直後に制作されたと考えられているが、オリジナルの GCF にはなかった、ルイ8世治世以降1329年までの王国史を記述していることで以前から注目されていた。⁶⁴⁾ このうちルイ8世治世から1316年までの記述に関して、このグループB写本の内容が引用されている。GCFに含まれていない同時代情報が、ここではCRFによって補われている。続くグループCは、1322年初めのランカスタ伯によるイングランド王への反乱まで、⁶⁵⁾ そして最後にグループDは、1381年のアンジュー公のイタリア遠征までをそれぞれ記述している。

このようにサン＝ドニ修道院では、プリマ以後 GCF の補筆改訂作業が粛々と進められていったわけではなく、むしろギョームが先鞭をつけた CRF の方が原本として採用され、加筆が施され、そして膾炙していた。当時はヴァンサン＝ド＝ボーヴェ編の普通年代記『歴史の鑑』の写本も多く制作されていた。したがって、王国史の王朝史としての独立と俗語の使用という二つの「先進性」ゆえにナショナル・アイデンティティ形成史の観点から画期的な意味を有する GCF も、同時代の サン＝ドニ修道院で展開された修史事業においては、その位置づけは必ずしも明確ではなかったように思われる。

さらにこの CRF 写本グループ A～D は、フィリップ2世の結婚とその子ルイ8世の誕生による「(血統の) 環帰 <Reditus>」に言及しないなど、プリマの GCF とは異なる性格を示していた。GCF ではフィリップ2世治世の偉業、そして彼の死は常にシャルルマーニュとの対比で描かれ、両者は緊密に結び合わされていた。⁶⁶⁾ ここにはフィリップ2世自身の婚姻を通じてカペー家とカロリング家との系譜的つながりが回復され、そのことでカペーの支配は正当化されるとみなす、いわゆる権力「環帰」の考え方がはっきりと現れている。GCF の雛型ともいえる『シャンティイ年代記』の制作が開始されたのはまさにこのフィリップ2世治世期であり、その後13世紀後半に成立する GCF も、また少数とはいえその初期写本群も、その内容と様式を忠実に繰り返してきた。

しかし CRF では、フィリップ2世の婚姻が持つ象徴性は遠景に退いている。例えば先述したグループBに属するある写本 (Paris, B.N. ms. fr. 10132) では、フィリップ2世治世期に関して、シャルルマーニュとカペー家とのつながりが言及されることは特になく、ルイ8世治世の始まりに際して「ノルマンディを征服したかの尊厳王フィリップの後、彼が、

先に述べたごとく偉大なるフランス王にしてローマ皇帝シャルルマーニュの系統であるエノー伯ボードワンの娘イザベルとの間にもうけた彼の子ルイが、フランスを統治した⁶⁰⁾と記されるのみである。GCFの成立から半世紀以上を経て、カペー朝の歴史的な性格を巡る、つまりその支配の正当性あるいはメロヴィング・カロリング朝からの連続性を問う議論は、すでにサン＝ドニの年代記作者たちの間では解決済みであったことを、CRFの写本群は伝えているように思われる。ところがギョームの死後しばらくして、1329年という新王朝ヴァロワ朝の誕生からまもない時期に修道院に入ったリシャール＝レスコによって、GCFは再び注目を集めることになる。

Ⅱ-3 14世紀前半—リシャール＝レスコによるGCF改訂作業—

(1) プリマ版GCFへの加筆、フィリップ6世治世まで

1329年、スコットランド王国出身のリシャール＝レスコがサン＝ドニ修道院に入る。彼の生年は1310年から20年の間とされているから、いずれにしてもかなり若年であった。彼は写字生であったが、また同時に教会歴史家のひとりとして何点かの史書制作に関与し、1400年頃に死去したことが知られている。そうした彼の主要業績のひとつに挙げられるのが、GCFの改訂作業である。彼は、百年戦争さなかの1344年以降、フィリップ2世治世期までを含むプリマ版GCFの記述を引き継ぎ、そこにフィリップ6世治世(位1328-1350)までの出来事をラテン語で加筆している。⁶¹⁾この加筆版GCFは、その後サン＝ドニの修道士(作者不詳)の手によりフランス語版が制作されたことが知られている。彼の改訂作業がどのような方針に基づいて進められたのか、またフランス語版がどのような性格を持つのか、加筆部分の典拠を確認する作業を通じて考えてみたい。

まずフィリップ2世期に続くルイ8世、ルイ9世、フィリップ3世治世はサン＝ドニ修道士の『ルイ8世伝』、ギョーム＝ド＝ナンジの『ルイ9世伝』『フィリップ3世伝』を利用している。その後フィリップ4世治世以降については、①CRFからの引用に終始する章、あるいは②教会関係の出来事についてはギョームの<Chronicon>からの引用を含む章が存在している。すなわち、フィリップ4世治世(位1285-1314)について記した1~76章のうち、CRF以外の作品からの引用が確認されない章は50章と全体の6割に上るが、⁶²⁾その他の章については、部分的に<Chronicon>からの引用が確認されている。例えば9章ではオーセル司教位について、12、15章では教皇セレスティヌス5世の選出、退位、死去について、そして23、26、31章ではオルレアン司教位について記されている。

これらの引用は教会関係の出来事であり、この傾向は他王の治世に関しても同様で、続くルイ10世治世(位1314-1316)はCRFからの引用のみであるが、ルイ10世の死去や教皇ヨハネス22世選出(位1316-1334)について<Chronicon>を利用している。またフィリップ5世治世(位1316-1322)1~7章のうち、CRFからの引用のみの章は第5章のみで、残りは<Chronicon>から多数引用されている。シャルル4世治世(位1322-1328)以降は、

おそらく CRF グループ D がまだ制作されておらずその利用が不可能であったため、ここでは主として<Chronicon>続編の記述を利用している。また補足的な史書としては、3章のシャルル4世からスコットランド王ロベール＝ブルースへの書簡、ヌヴェール伯ルイ2世のフランス国王への臣従の場面、また9章におけるバイエルン公ルートヴィヒ（ルートヴィヒ4世）の皇帝戴冠などに関して、ジェラル＝ド＝ファシェ（Géraud de Fachet）の『年代記<Chronicon>』（ただし、作者不明の続編部分）やサン＝ヴィクトルのユーゴの<Memoriale historiarum>も使用している。

さて、一連の引用からどのようなことを推察することができるであろうか。CRFは<Chronicon>の翻訳として制作が開始されたが、実際にはプリマの俗語版GCFと同様に、フランス王の事績に直接関わらない部分を意識的に削除していた。その編集方針は普遍史というよりはむしろ一国史的観点に立ったものであった。同じギョームの手になるものであっても、ラテン語版とフランス語版では記録すべき過去についてのずれが存在していたのである。翻訳は単なる言葉の移し替えではなく、基本的な歴史認識の違いを反映するものであった。ギョーム死後、CRF続編の作者もその方針を継承していた。ここまでの引用の仕方を見る限り、リシャル＝レスコは基本的には普遍史的歴史観に立っているように思われる。したがって彼はフランス語ではなくラテン語のGCFを典拠とし、そこに普遍年代記として天地創造から始まり、皇帝治世を画期として叙述される<Chronicon>に含まれる教会関係あるいは帝国関係の出来事を書き加えるかたちで、その続編を作り上げていったのではないだろうか。しかしリシャルのラテン語版GCFも、ギョームの<Chronicon>同様、俗語（フランス語）化が施されている。サン＝ドニの修道士たちはすでにラテン語と俗語という二つの言葉を使い分ける基準と術を身につけていたといえるだろうか。この点を考慮しながら、続くフィリップ6世治世期の記述について検討してみたい。

(2) GCFにおけるフィリップ6世治世の記述と『フランドル年代記』の利用

リシャル＝レスコ版GCFのフランス語翻訳版では、興味深いことに次の四つの原本の存在が確認されている。翻訳版はラテン語版とは異なる史書をそのなかに含んでいるのである。まず第一は、もちろんラテン語のリシャル＝レスコ版GCFである。次に、上で挙げた1340年までの記述をふくむ<Chronicon>の続編（ラテン語）と、CRFのグループDがある。後者には1381年までの記述が含まれている。そして最後に、フランス語で記された『フランドル年代記』<Chronique de Flandre:以下CFと略記>（1342年までの記述を含む）である。最後の『フランドル年代記』は、1340年代初めにサントメールでフランドル伯ルイ＝ド＝ヌヴェール（ルイ2世）の主導のもとで作成されたものである。

定本と言っていい校訂版GCFを刊行したヴィアールは、GCFの構成をかなり詳細に分析しているが、この最後のCFについては言及しておらず、GCFを到達点とする12世紀後

半から13世紀にかけてのサン＝ドニの史書編纂事業を検討したスピーゲルの著作でも、CFについては触れられていない。この点においてギュイヨ＝バシーらの研究は大きな貢献をなしている。⁴⁰この年代記の使用により、GCFの内容はとくにそのフィリップ6世治世の部分に関して、プリマ版とはその性格を少し変えている。この点について少し詳しく述べておきたい。

CFの積極的な利用が確認されるのは、フィリップ4世治世期からである。まず第3章のランブール(Limbourg)公領継承を巡る1288年のヴォーリンゲン(Worringen)の戦いに関して、⁴¹また第12章のナッサウ(Nassau)公アドルフの神聖ローマ帝国皇帝選出(位1292-1298)について、⁴²さらに第64章のハインリヒ4世のイタリア遠征に関してはCFの記述がもともになっている。⁴³CFからの引用に共通しているのは、いずれも13世紀末のヨーロッパ史を彩る重要な出来事であるという点であり、それらはおそらく「フランス」王朝史という観点からプリマ版のGCFからは除外されていたのであろう。

この傾向がもっとも明らかなのはフィリップ6世治世に関してである。ここでは例えば1328年のフランドル人反乱であるカッセルの戦いに勝利するフランス王の場面が追加されたり、1329年にアミアンで実行された、イングランド王エドワード3世によるフィリップ6世へのオマーージュについて、CFに基づいて詳述している。⁴⁴また、1329年に発生したロベール＝ダルトワによるフィリップ6世への反乱に関しても補足が行われている。ロベールの叔母アルトワ女伯が死去した後、女伯の娘にしてブルゴーニュ女伯ジャンヌ2世へのアルトワ伯領の相続が決定していた。しかしロベール＝ダルトワは伯領継承権を示す書簡を偽造し、伯位を要求する。ところが法廷で偽造が露見すると彼はブラバント公に救いを求め、イングランドに逃亡した後、軍を整えてフランス王に反抗したのであるが、この一連の出来事に関して、とくに書簡の偽造とイングランドへの逃亡について、CFが積極的に利用されている。

一連の引用により、フィリップ6世期の叙述は、帝国関係の記述を多く含むとともに、フィリップ6世治世期の王と諸侯との関係が、重複を含みながら詳述されることで、他王に比して具体性を帯びたものとなる。結果的にGCFにおけるフィリップ6世治世期は、プリマ版のシャルルマーニュやフィリップ2世治世期の記述と並ぶ紀伝体的形式をとることになる。ここにおいてGCFは、ヴェロワ朝初代の王をフランス王朝史のなかに明確に位置づけることに成功している。次節にみるように、この傾向は<Chronicon>とCFからの引用が難しいフィリップ6世治世1341年以降の記述に関しては一貫しており、その形式と内容が、『シャルル5世のGCF』にも継承されていくことになる。

(3) GCFにおけるフィリップ6世治世1341年以降の記述

1341年でCFが終わった後、1342年以降のGCFの記述を支えるのがCRF(グループD)である。この部分はリシャル＝レスコ自身の記述とCRFの記述が混在する形で記され

ている。ここではギョーム自身の手になる部分だけではなく、その後修道士たちによって書き継がれていった部分もGCFの典拠史料として積極的に活用されていた。GCFの画期性を認めるデリースルの主張ではCRFの方がGCFを原本としたとされていたが、実際には、すでに成立していたCRFをリシャル＝レスコのGCF（フランス語版）が適宜参照したと考える方が妥当であろう。そしてこのようなCRF（グループD）からの頻繁な引用は、デリースルやスピーゲルのこれまでの理解とは異なって、同時代のサン＝ドニの修史事業においては、CRFがGCFを上回る重要な位置にあったことをあらためて示しているように思われる。また、1342年以降の記述に関しては、その情報源としてCRF以外の史書も利用していること、あるいはおそらくリシャル＝レスコ自身がコメントを追記している部分を指摘することができる。例えば、ガンで反仏暴動を主導したジャック＝ファン＝アルテフェルデ（Jacques van Artevelde）の死去に際して、CRFのグループDからの引用に続いて、この暴動の経過に関して、①フランドル諸都市は当初はフランス王側に立つ予定であったが、②イングランド側のジャック＝ファン＝アルトヴェルデがガン、ブルージュ、イーブルの三都市それぞれに対して、残り二都市はイングランド側であるとすする嘘の情報を提供して動揺を誘い、③イングランドとの同盟関係を結ばせようとしたこと、④しかし策略は露見し、怒った市民によって捕われたジャックが公衆の面前で殺害されたこと、などが事細かに記されており、現時点では確言は難しいが、この部分はおそらく『パリー市民の日記<Journal d'un Bourgeois de Paris>』のような何らかの都市記録に基づいて詳細に記述していると思われる。⁴⁵

またこの時期に関しては、いずれの史書にも拠らず、同時代人として様々な出来事に対して編者リシャル＝レスコ自身が詳細なコメントを記入している箇所も確認できる。例えば1346年にイングランド王と対峙したフィリップ6世について、イングランド王がパリーのすぐ近くまで軍勢を率いてきたことをCRF（グループD）からの引用によって記した後で、①サン＝ドニ修道院の所領リュエイユもまたイングランド王の支配下にあること、②「後継者たちに真実を記す<afin que je escrive verité a nos sucesseur>」として、イングランド王の軍勢はまさにフランス「王領のまった中<principaulz domiciles>」にいること、③これはフランス王国にとって大いなる不名誉であるとともに、諸侯たちの大いなる裏切りであること、④イングランド王は、フランス王の葡萄酒をはじめとしてその財を浪費していること、⑤国<pays>を守るべき砦や橋をイングランド王はすでに越えてきてしまっていること、などが記されているが、⁴⁶これらの部分はおそらく編者自身の筆によるものと思われる。また1338年のアミアン遠征については、イングランド軍の上陸を受けて大規模な遠征軍を編成したものの、結局国王自身はパリに戻ってしまったことを、CRF（グループD）からの引用で示した後で、①フランス王軍の規模を数字を挙げて具体的に記述し、②また徴兵の方法について、全ての人に等しく従来の2倍の負担を課するという方法は、効果的ではなく改善の余地があったと厳しく批判しているが、これも典拠は確

認でせず、おそらく彼自身の言葉によるものと思われる。⁽⁴⁷⁾

様々な史料からの詳細な追記、あるいは編者自身の率直なコメントは、リシャル＝レスコあるいはその俗語版を作成したサン＝ドニの修道士にとって同時代であったフィリップ6世期の「王と諸侯のフランス」が、外部の王侯との関係において直面する危機についての具体的なイメージを読者に提供し、GCHを「愛国的」な作品として印象づける効果を有している。

むすびにかえて ―プリマ版GCFからリシャル＝レスコ版GCFへ、変化と継承―

以上の検討から明らかになったことを整理すれば以下になるだろう。まず第一に、13世紀後半から14世紀前半にかけてのサン＝ドニ修道院における修史活動は、<Chronicon>からCRF、そしてCRFの続編へ、といった流れが主流であり、ギョーム＝ド＝ナンジのラテン語著作を軸に展開されていた。プリマのGCFは、その「先進性」ゆえにサン＝ドニ修道院内部においても同時代における史書編纂事業の核にはなりえなかったのである。第二に、リシャル＝レスコ版GCFは、王朝交代を含む13世紀後半から14世紀前半期を「王と諸侯の物語」であるGCFの枠組みのなかで叙述しながらも、こうしたサン＝ドニの伝統を踏まえ、叙述の範囲ならびに叙述スタイルにおいてプリマ版GCFとの相違を見せている。『歴史の鑑』の流行に倣うかのように普遍年代記の記述（<Chronicon>など）を多く取り込むことで、あるいは複数の史料を幅広く参照することで、リシャル＝レスコ版はプリマ版に比べ、より「国際的」で「物語的」な性格を持っていたともいえる。第三に、リシャル＝レスコによる改訂作業を経ることでフィリップ6世治世を織り込んだGCFは、カペー朝とヴァロワ朝という二つの王朝の「正史」としての形式と内容を備えるに至った。リシャル＝レスコは、ヴァロワ朝期の学識者たちのなかでサリカ法典に初めて言及した人物として知られている。⁽⁴⁸⁾改訂作業の背景にはヴァロワ朝の正当性を擁護しようとする彼の強い意志が存在していたように思われる。この後GCFの制作主体はサン＝ドニ修道院から王室に移動するものの、改訂版の内容ががそのまま『シャルル5世のGCF』の第一部を構成し、広範囲に普及することとなる。

とはいえGCFは依然として「王と諸侯のフランス史」に終始している。したがって我々は、キリスト教的世界観からナショナルな存在を切り取って特別な存在へと位置づけていく、「普遍年代記」から「王国年代記」へ、といった歴史認識の変化とともに、「王と諸侯の」フランス史から「フランス国民の」フランス史へと変わっていく国家観・国民観の変容についても考える必要があるだろう。アイデンティティ形成を主導する王権が、いつ、どのようにして「(フランス)国民」を「発見」し、動員の具体的な手段として歴史を用いるようになるのか、その時期と背景の解明が次の課題として設定されることになる。この点に関して興味深いのは、「公論<Opinion Publi>」観の成立を巡る最近の議論である。⁽⁴⁹⁾

通説的には、フランス史にあって一集団の意見や判断を示すものとして<Opinion

public>という表現が用いられ、さらにそれが「この世界の女王」と呼ばれて重視されるようになるのは、バスカルやラ＝フォンテーヌが活躍する17世紀以降のこととされている。ベルナル＝グネの整理に従えば、その後18世紀半ばには「公論」は一集団を超える「特定の社会において」優勢な感情や意見と位置づけられ、革命後の1802年にまとめられたアカデミー＝フランセーズの辞書のなかで、「(公論とは) 公衆 (public) がある問題について抱く意見であり、公論は尊重されなければならない」とはっきり定義されることになる。

しかし近年このグネなどにより、14世紀末のサン＝ドニの歴史家の著作のなかに「公論」観の萌芽を指摘する見解が示される。サン＝ドニの修道士ミシェル＝パントワン (Michel Pintoin) の14世紀末の著作『シャルル6世の年代記<La Chronique de Charles VI>』の中には、「民意<opinion>」の具体的内容について、かなり意識的な言及が見られるという。⁶⁰ 少なくとも14世紀前半段階のリシャル＝レスコ版GCFの中に「公論」意識を見ることは困難である。しかしフランスとは何か、という問いの次に来るのは、フランス人とは誰か、という問題である。パントワンに先立つ14世紀後半のパリでは、支配エリートの定義と範囲を巡って、サン＝ドニ修道院の修道士だけではなく、大学人たちも巻き込んだ熱い議論が展開されていたのである。

註

- (1) 「19世紀歴史家の著作は、スコットやユーゴーの小説と同じように、過去を説明するだけではなく、その喜びと恐怖を回顧し、読者の想像力を過去の時代の風景や経験に投げこみ、そうすることで、過去の世代と現代のそれとのあいだに強いアイデンティティによる結びつきを形成しようとする」テッサ＝モーリス＝スズキ (田代泰子訳)『過去は死なない』岩波書店、2004年、28頁。
- (2) GEARY Patrick J., *The myth of nations: the medieval origins of Europe*, Princeton, 2002, p.15.
- (3) GUENÉE Bernard, *Les Grandes Chroniques de France*, NORA Pierre(éd.), *Les lieux de mémoire, t. II, 1, La nation*, Paris, 1986, pp.189-214.
- (4) 「〔中世年代記の分析に〕近代的リアリズムを単純に適用することは大きな問題であり、年代記の社会的論理・それが産み出され機能する社会構造の特殊性・を明らかにする試みを通じて社会史家の道具立てを用いて年代記を分析し、地域社会の枠組みのなかで、どのようなコミュニケーションが行なわれ、どのような権力関係が成立しているのかを明らかにすることが可能になる。」SPIEGEL Gabrielle, *Theory into Practice: Reading Medieval Chronicles*, KOOPER Erik(éd.), *The Medieval Chronicle. Proceedings of the 1st International Conference on the Medieval Chronicle. Driebergen/Utrecht 13-16 July 1996*, Amsterdam/Atlanta, 1999, p.2.
- (5) SPIEGEL Gabrielle, *Les Debuts français de l' Historiographie Royale: Quelques Aspects Inattendus*, AUTRAND Françoise, GAUVARD Claude et MOEGLIN Jean-Marie(réunis), *Saint-Denis et la royauté. Etudes offertes à Bernard Guenée*, Paris, Publications de la Sorbonne, 1999, p.395.
- (6) 鈴木道也「『フランス史』の誕生—『シャンティイ年代記』から『フランス大年代記』へ」鶴島博和・高田実編『歴史の誕生とアイデンティティ』(以下、「フランス史」の誕生」と略記)日本経済評論社、2005年、41-77頁。

- (7) 過去三回の研究集会については、国際会議を組織したユトレヒト大学のエリック＝クーバーを編者とする報告集が刊行されている。KOOPER Erik (ed.), *The Medieval Chronicle. Proceedings of the 1st International Conference on the Medieval Chronicle. Driebergen/Utrecht 13-16 July 1996*, Amsterdam/Atlanta, 1999; KOOPER Erik (ed.), *The Medieval Chronicle II. Proceedings of the 2nd International Conference on the Medieval Chronicle. Driebergen/Utrecht 16-21 July 1999*, Amsterdam/New York, NY, 2002; KOOPER Erik (ed.), *The Medieval Chronicle III. Proceedings of the 3rd International Conference on the Medieval Chronicle. Doorn/Utrecht 12-17 July 2002*, Amsterdam/New York, NY, 2004. 第四回集会の報告集は未刊。第五回は2008年にベルファストのクイーンズ＝ユニバーシティ＝ベルファストで開催の予定である。
- (8) 全セッションのテーマは以下の通り。1a: イングランドとスコットランドにおける中世後期年代記, 1b: 出来事はいかに記録されるか?, 2a: ドイツ語圏の年代記, 2b: ビザンツの年代記, 3a: 年代記における編集と省略 15世紀の三つの事例, 3b: 修道院年代記の編集と解釈, 4a: フロワサル, 4b: 他者の肖像, 5a: フランスの年代記, 5b: 年代記の諸形態, 6a: ペルシアの歴史叙述, 6b: ケルトとノーサンブリアの世界, 7a: フランスの年代記-その2-, 7b: 歴史の利用-年代記における修正主義-, 8a: 年代記における教会, 8b: 都市と年代記, 9a: 過去の表象-年代記における因果-, 9b: 年代記と物語, 10a: 年代記における過去の再構成, 10b: 十字軍およびノルマン人に関する年代記, 11a: 写本の編集と装飾, 11b: アングロ＝ノルマン年代記。
- (9) 関連する彼の研究として, CROENEN Godfried, Latin and the Vernaculars in the Charters of the Low Countries: the Duchy of Brabant, M. Goyens and W. Verbeke (eds.), *The Dawn of the Written Vernacular in Western Europe*, Leuven, 2003, p.107-125; CROENEN Godfried and AINSEORTH Peter Francis (ed.), *Patrons, Authors and Workshops: Books and Book Production in Paris circa 1400 (proceedings, Liverpool Colloquium, July 2001)*.
- (10) このプロジェクトに関連する彼の最近の研究として, AINSEORTH Peter Francis, Froissart et «ses» manuscrits: textes, images, codex et ressources électroniques', Zink Michel (éd), *Froissart dans sa forge, colloque du sixcentenaire de la mort de Jean Froissart tenu au Collège de France et à l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres, novembre 2004*, Paris, 2006; AINSEORTH Peter Francis, 'Contemporary and "Eyewitness" History', and 'Legendary History: Historia and Fabula', DELLYANNIS D.M. (ed.), *Handbook of Historiography in the Middle Ages*, Leiden, 2003, pp. 249-276 and 387-416; AINSEORTH Peter Francis and SCOTT Tom (ed.), *Regions and Landscapes. Reality and Imagination in Late Medieval and Early Modern Europe*, Bern, 2000; AINSEORTH Peter Francis, Ordinatores et ordinateurs: à propos de quelques avatars récents de la glose, GALDERISI Cl. and SALMON G. (ed.), *La Translatio au Moyen Age, numéro spécial de "Perspectives Médiévales"*, 2000, pp.71-83.
- (11) 読者が持つ多様な価値観が、テキストの読みの可能性を無数に拡大していくとするいわゆる「受容理論」に関しては、ハンス＝ロベルト＝ヤウス（豊田収訳）『挑発としての文学史』岩波書店、1976（1999, 2001）年。ウォルフガング＝イーザー（豊田収訳）『行為としての読書』岩波書店、1998年。スタンリー＝フィッシュ（小林昌夫訳）『このクラスにテキストはありますか 解釈共同体の権威』みすず書房、1992年など。
- (12) 代表的な研究として, QUINN Sholeh Alysia, *Historical Writing During the Reign of Shah Abbas: Ideology, Imitation, and Legitimacy in Safavid Chronicles*, Univ of Utah Pr, 2000.
- (13) 現在のマーケティングで活用されているテキスト・マインディングの可能性などに言及する報告もあった。
- (14) このような傾向は例えば、フランス史に関して最近我が国で著された福井憲彦編、綾部恒雄監修『アソシアシオンで読み解くフランス史』山川出版社、2006年や谷川稔/渡辺和行編著『近代フランスの歴史』ミネルヴァ書房、2006年においても無縁ではないように思われる。
- (15) ジュリア＝クリステヴァ（原田邦夫訳）『記号の解体学 セメイオチケ1せりか書房、1983年、60-61頁。

- 06 ジュリアークリステヴァ(原田邦夫訳)『詩的言語の革命』勁草書房, 1991年, 55-56頁。しかしいづれにせよ、「間テクスト」論を近代以前のテクスト分析に適用することへの異論もある。佐藤彰一『歴史書を読む 「歴史十書」のテクスト科学』山川出版社, 2004年, 156-157頁。
- 07 フルーリ修道院における史書編纂事業も基本的にはサン＝ドニ修道院のそれと変わらず、前代までの史書の集成、編集、加筆によって進められていた。ユージュ＝カペー即位時の修道院長であったアボン＝ド＝フルーリ(Abbon de Fleury)は当初は必ずしもカペー家を支持していたわけではなかったが、史書に示されたその歴史観は10世紀末のカペー朝初期より親カペー的で、ユージュ＝ド＝フルーリの<Historia Francorum Senonensis>では、カペー家による王位継承の正当性がいち早く主張されている。後にサン＝ジェルマン＝デ＝プレ修道院やサン＝ドニ修道院が王国史を編纂する際に、フルーリで生み出された史書は典拠として非常に重要な役割を演じることになる。その結果フルーリ修道院の史書には多くの写本が存在しているが、ユージュとエモワンの作品は、ともにWAITZ, Georgeの手によって整理されMGH, *Scriptores*, 9に収められている。
- 08 修史事業を巡るカペー王朝と修道院との関係について、フルーリからサン＝ドニに至るその変遷を最も手際よく整理している文献としてSPIEGEL Gabrielle M., *The chronicle tradition of Saint-Denis, a survey*, Leyde, 1978. シュジェの「ルイ6世伝」の日本語訳として、シュジェール(森洋訳)『サン・ドニ修道院長シュジェール＝ルイ六世伝、ルイ七世伝、定め書、献堂記、統治記』中央公論美術出版, 2002年。
- 09 「『フランス史』の誕生」50頁。その後のサン＝ドニにおける史書編纂事業、とりわけGCF編纂に際しては、『シャンティエ年代記』からの影響が明白であるにもかかわらず、その存在は一貫して無視されており、ここに両修道院間の強烈なライバル関係を想起することができる。サン＝ドニ修道院におけるGCFに先行するラテン語史書の編纂事業については、de WAILLY Natty, *Examen de quelques questions relatives à l'origine des chroniques de Saint-Denis, Mémoires de l'Institut royal de France. Académie des Inscriptions et Belles Lettres*, t. 17, 1847, pp.405-407.
- 10 プリマのGCFがフランス語で制作されたことは当時においては画期的であった。しかしその「先進性」が同時代における不人気の理由のひとつであったこともまた疑いない。フランス王国にとって俗語フランス語の持つ意味が著しく高まるのは14世紀、とりわけシャルル5世治世期にあたる世紀後半のことであった。王の強力な援助により、フランス語への翻訳(translation)活動は以後国家的事業として展開されていくことになるが、それはフランス王国が、教権(sacerdotium)と帝権(imperium)との関係性において、自らを学権の移転(translatio)先として自己規定していたことによる。この時期に翻訳活動の中核を担ったフランスの学識者集団については、鈴木道也「中世末期フランス王国の学識者」鶴島博和・小野善彦・阪本浩編著『ソシアビリテの歴史的諸相』南窓社, 2008年(刊行予定), 149-164頁。
- 11 最もオリジナルに近いとされている写本がParis, Bibl. Sainte-Geneviève, ms. 782.である。GCFの構成および内容については、この写本を主として用いたヴィアールによる以下の刊本に依拠する。VIARD Jules (éd.), *Les Grandes Chroniques de France*, 10 vols., Paris, 1920-1953.
- 12 そこではフランス王とその王国の歴史を、キリスト教的世界を構成する一有力諸侯とその地域史に位置づけ、王朝の正統性を皇帝シャルルマーニュとの系譜関係から証すことに力点が置かれていた。『歴史の鑑』の基本的性格について概観したものとして、鈴木道也「中世フランス王国の歴史・国家・世界観—『歴史の鑑』と『フランス大年代記』—」森田武教授退官記念会編『近世・近代日本社会の発展と社会諸科学の現在』2007年, 新泉社, 475-495頁。
- 13 Paris, B. N. ms. fr. 2813.
- 14 初期年代記写本のうち、カペーからヴァロワへの王朝交代期に作成された写本 Paris, B. N. ms. fr. 10132の成立

- 背景を分析したものとして、鈴木道也『『フランス大年代記』の普及とフランス・アイデンティティ-パリ国立図書館写本 fr.10132を巡って-』『埼玉大学紀要（教育学部）・人文社会科学編』2005年、第54巻、第2号、17-27頁。
- ㉞ Paris, B. N. ms. fr. 12270.
- ㉟ GUYOT-BACHY Isabelle, MOEGLIN Jean-Marie, Comment ont été continuées les Grandes Chroniques de France dans la première moitié du XIV^e siècle, *Bibliothèque de l'École des chartes*, t. 163, 2005, pp.385-433.
- ㊱ Paris, B. N. ms. lat. 6184.
- ㊲ <pour ce que moult de gent et meismement li haut homme et li noble qui souvent viennent en l'eglise monsignour saint Dyonix de France, ou grant partie de vaillans roys de France gisent en sepulture, desirent cognoistre et savoir la naissance et la descendue de lour tres haute generacion et les merveillous faiz qui sunt raconté et publié par maintes terres des devant diz rois de France.> Guillaume de Nangis, *Chronique française abrégée des rois de France*, DAUNOU Pierre-Claude-François (éd.), *Recueil des Historiens des Gaules et de la France* (以下, RHGFと略記), t. 20, p.647.
- ㊳ Paris, B. N. ms. fr. 2615.
- ㊴ <Je, frere Guillaume ditz de Nangis, moine de la devant dite eglise de Saint Dyonise, ay translaté de latin en françois, a la requeste des bonnes gens qui m' en ont prié et requis, ce que j' avoie autrefois fait en latin selon la forme d' un arbre de la generacion desdis roys, pour ce que cil qui latin n' entendent > RHGF, t. 20, p.647.
- ㊵ Paris, B. N. ms. fr. 10133, fr. 6463, fr. 2603, Berne 323.
- ㊶ 「ここに、どのようにして王ユージュ=カペーが偉大なるシャルルマーニュの系統に属するかを理解することができるであろう」<Ici pavez entendre comment li rois Hue Chapet pot estre du lignage Challemaine le grant> [Paris, B. N. ms. fr. 10133 fol. 17v-18].
- ㊷ Paris, B. N. ms. fr. 10132, Rouen, Bibl. mun. Y56.
- ㊸ 鈴木道也『『フランス大年代記』の普及とフランス・アイデンティティ』19頁。
- ㊹ Paris, B. N. ms. fr. 5702, Bruxelles, BR 5, Grenoble, Bibl.mun. 1004, Castre, Bibl. mun. 75.
- ㊺ 鈴木道也『フランス史』の誕生』55-56頁。
- ㊻ <Après le roy Phelippe dist Auguste, qui conquist Normandie, regna en France Loys son filz qu' il avoit engendré en la royne Ysabel fille le conte Baudoin de Hennaut, qui estoit descendue de la ligniee Charlemagne, le grant jadis roi de France et emperiere de Rome, si come nous avons dit dessus... > [Paris, B. N. ms. fr. 10133 fol. 32v]
- ㊼ この年代記については、リシャル=レスコ以外の サン=ドニ修道士による加筆部分も含めて、次の刊本が知られており、本稿もこの刊本の内容に依拠する。LEMOINE Jean (éd.), *Chronique de Richard Lescot : religieux de Saint-Denis, 1328-1344 suivie de la continuation de cette chronique, 1344-1364*, la Société de l'histoire de France, Paris, 1896, 264p.
- ㊽ 2, 5, 8, 10, 11, 13, 14, 16-22, 24, 25, 27-30, 32-36, 38, 39, 41-53, 55, 58, 60, 62, 64, 65, 73-76章。
- ㊾ GUYOT-BACHYI Isabelle, MOEGLIN Jean-Marie, *op. cit.*, p.400.
- ㊿ 以下、『フランドル年代記(CF)』に関しては、LETTENHOVE Joseph Kervynにより刊行された *Istore et Chroniques de Flandres, Bruxelles*, 1880, 2 vols による。3章の記述は、CF, v. 1, pp.189-190に見られる。
- ㊿ CF, v. 1, pp.198-99.

43) CF, v. 1, pp.256-57.

44) 以下の引用中、ゴシック体はCFからの引用、イタリックはリシャール＝レスコのラテン語GCFからの引用部分
 <Comment le roy d'Angleterre se mist en mer pour venir en la cité d'Amiens faire hommage au roy de France de la duché d'Aquitaine et de la conté de Pontieu comme homme du roy de France. *L'an de grace mil CCCXXIX, le roy d'Angleterre entra en mer le dymenche après la Trinité* et passa a Bouloige. Quant le roy de France sot la venue dudit roy d'Angleterre, si vint a grant foison de ses barons, prelas et autres a Amiens, et envoa a l'encontre dudit roy d'Angleterre des plus grans de son lignage, qui moult noblement et honorablement l'admenèrent en la cité d'Amiens, en laquele le roy de France attendoit ledit roy d'Angleterre qui li venoit faire hommage de la duché d'Aquitaine et de Pontieu, si comme dessus est dit. Quant les deux roy s'entrevirent, si firent moult grant feste l'un a l'autre: et après ce commencerent a parler, eulz et leur conseil, de moult de choses, et par especial sur la matiere pour quoy ilz estoient assemblez, et li fist requerir le roy de France qu'il feist son devoir par devers luy de ladite duché d'Aquitaine et de la conté de Pontieu. *Lors fu respondu de par le roy d'Angleterre et en sa presence et fu dit que messire Charles de Valois, pere du dit roy Phelippe, avoit despoillié le roy d'Angleterre en grant prejudice de li et de son royaume, d'une grant partie de la terre de la duché d'Aquitaine, et l'avoit appliquee au royaume de France moins justement qu'il ne deust. Pour laquelle cause ledit roy d'Angleterre n'estoit tenu audit hommage faire....* Adonc lui fist le roy d'Angleterre hom-mage en la fourne et maniere qui par devant est accordé. C'est asavoir que le roy d'Angleterre lui fist hommage de tout ce qu'il tenoit en la duché d'Aquitaine et de la conté de Pontieu. Lors furent les joustes commenciées et moult beles et moult grans, et fu ilecques le roy d'Angleterre moult grandement honoré. Et après ce que ces choses furent ainsi faites et acomplies, les II roy pristrent congé l'un a l'autre, *et s'en retourna le roy de France a Biauwais, et le roy d'Angleterre s'en retourna tantost en Angleterre.*> [GCF, IX, pp.99-104]

45) <*L'an de grace mil CCC XLV, environ la Penthecouste, les Gascoins et les Bourdelois commencerent a brisier les trives en faisant plusieurs courses sur le royaume et les gens de France. Mais environ la Nativité saint Jehan Baptiste, le roy d'Angleterre envoa lettres au pape, disant que le roy de France avoit rompues les trives et que pour ce il le deffioit, lesquelles lettres, quant le pape les ot leues, il les envoa au roy de France afin qu'il les leust. Dès lors il s'apresta pour garder le pays et les frontieres du royaume, et fist sa semone par lettres aus no-bles en mandant a touz que hastivement, après quinzaine de la Mogdalaine, il comparussent personnelment et en armes a Arras. Et en celui temps que ces choses se faisoient en France, le roy d'Angleterre, atout grant multitude de gens, entra en mer et vint a l'Escuse en Flandres, en esperance de recevoir l'ommage que les Flamens, par l'instigacion de Jacques Artevelle, avoient pourpensé pieça de li faire; mais il ne parfist mie ce qu'il cuidoit, ainçois avint tout autrement, car ou moys de juillet, quant il vint a la cognoissance de ceulz de Gant que ledit Jacques Artevelle, capitaine des Flamens, se portoit traitreusement et fausement envers ceulz de Gant, d'Ypre et de Bruges, en tant que quant il venoit a Gant, il leur donnoit a entendre que ceulz de Bruges, et d'Ypre estoient a acort de faire hommage au roys d'Angleterre, et quant il venoit a Ypre il leur disoit samblablement de ceulz de Gant et de Bruges, et parloit a ceulz de Bruges par semblable maniere de ceulz de Gant et d'Ypre.*

Et ke XVe jour de juillet, quant si grant traïson fu aperceue, il fu cité a Gant personnellement au mardi ensuivant: lequel vint a Gant le XVII jour du juillet, dimenche, environ souper. Et quant il vit le peuple si troublé contre lui, il se bouta en sa maison le plus tost qu'il pot, et ceulz de Gant le suirent assamblément et

entrer en sa maison efforcieement. Finalement, si comme il fuioit de sa maison, il fu suivi du peuple et fu occis moult vainement environ soleil secoussant. Et combien que l' en l' eust enterré en une abbaie de nonains au dehors de Gant, toute voies par après il fu gittié a estre mengié et devoré des oysiaux.

*Quant le roy d'Angleterre oy ces choses, il se parti de l'Escluse et retourna en Angleterre, et envoya gens d'armes et sergans aus arches de Bordiaux pour estre a l'encontre et au devant du duc de Normandie, filz du roys de France, lequel aveques grant compaignie de combateurs avoit esté envoieé en Gascoigne de par le roy. En celi an, ou moys d'aoust, Jehan de Bretagne, conte de Monfort, aveques la plus grant armée qu'il pot asssembler, vint en Bretagne et mist le siege devant la cité de Quimpercoreutin. > [GCF, IX, pp.254-255. イタリックは CRF (グループ D) からの引用] 『バリー市民の日記』については, TUETE Alexandre Tuete (ed.), *Journal d'un Bourgeois de Paris, 1405-1449*, Paris, 1881 (1975); BEAUNE Colette (éd.), *Journal d'un bourgeois de Paris: de 1405 à 1449*, Paris, 1989. 堀越孝一『パンとぶどう酒の中世』筑摩書房, 2007年.*

49 <Aprés ce, vint a Poissi le samedi XII jour d'aoust, et touz jours le roy de France le poursuoit continuellement de l'autre partie du fleuve de Saine, tellement que en plusieurs lieux et par plusieurs foiz, l'ost de l'un pooit veoir l'autre. Et par l' espace de VI jours que le roys d'Angleterre fu a Poissi et que son filz aussi estoit a Saint Germain en Lays, les coureurs qui aloient devant bouterent les feux en toutes les villes d'environ, meismement jusques a Saint Clost pres de Paris, tellement que ceulz de Paris pooient veoir clerement de Paris meisme les feux et les fumees, de quoy il estoient moult effroiez et non mie sanz cause. Et combien que en nostre maison de Rueil, laquelle Charles le Chauve roy et emperere donna a nostre eglise, il boutassent le feu par plusieurs foiz y toutes voies par les merites de monseigneur saint Denis, si comme nous croions en bonne foy, elle demoura sanz estre point dommagée. Et afinque je escrive verité a nos successeurs, les lieux ou le roy d' Angleterre et son filz estoient, si estoient lors tenus et reputez les principaulz domiciles et singuliers soulaz du roy de France: par quoy c' estoit plus grant dshonneur au royaume de France et aussi comme traïson evident, comme nulz des no-bles de France ne bouta hors le roy d' Angleterre estant et resident par l' espace de VI jours es propres maisons du roy, et aussi comme ou milieu de France, si comme est Poissi, Saint Germain et Raye et Monjoie, ou il dissipoit, gastoit et despendoit les vins du roys et ses autre biens. Et autre chose encore plus merveilleuse, car les nobles faisoient affonder les batiaux et rompre les pons par touz les lieux ou le roys d' Angleterre passoit, comme il deussent tout au contraire passer a lui par dessus les pons et parmi les batiaux pour la deffense du pays. > [GCF, IX, pp.275-276. イタリックは CRF (グループ D) からの引用]

49 <En cely an, le roy d'Angleterre a grant effort, sur la fiance qu'il avoit du duc de Baviere et des Almans et de aucuns chevaliers de Breban qui estoient aliez a lui, passa la mer et vint en Breban a une ville appelée Anvers, qui est ung bon port de mer; et pour ce que le roy de France pensa qu'il deust venir enyayr le royaume de France, il s'esmut a si grant ost que mrveilles fu pour lui aller a l'encontre et vint en armes avec bien XXIII^M hommes de cheval et bien II^{CM} hommes de pié, et fist savoir au duc de Bewban et au conte de Henaut, nepveu dudit roy, qu' il luy desplaisoit bien qu' ilz donnoient faveur encontre lui audit roy d' Angleterre, si comme on lui avoit rapporté; si s' en vibrdent excuser et pour ce que le roy d'Angleterre failly a l'aide desiz Almans, combien qu'il eust grandement achetee et ne s'esmut ainplus, le roy de France, laissez gens d'armes es frontieres, s'en retourna a Paris et donna congé a son ost. Et pour ceste assemblee il tailla durement son peuple car il leur fist paier subside a double du subside qu' ilz avoient païé l' an devant et desoient les impositeurs que c' estoit pour l' arriere ban qu' il avoit fait crier des le commencement d' esté, combien que en verité il ne peust estre dit arriere ban car nul ost n' estoit alé devant; et oultre celle taille

commune l' en fist fere a chascun du peuple monstree en armes: si merctoit l' en sus aux riches hommes qu' ilz ne s' estoient pas monstreez souffisamment, si convenoit qu' ilz finassent. [Paris, B, N. ms. fr. 6464, fol. 99v-100
イタリックはCRF（グループD）からの引用]

- 49 ヴァロワ家の王位継承を正当化する根拠として、女系相続人の排除を定めるサリカ法典の規定を「発見」したのはリシャール＝レスコと言われている。彼は1358年、国王ジャン2世の顧問を務めるアンソ＝ココアルの求めに応じて、ナヴァール王シャルルのフランス王位継承権を否定する論文を作成したが、そのなかで1328年のヴァロワ朝成立以来初めてサリカ法の規定に言及した。その後のヴァロワ朝によるサリカ法典の利用については、一定の研究史が存在する。BEAUNE Colette, *Histoire et politique, La recherche de la loi salique de 1350 à 1450*, *Actes du 104^e congrès national des Sociétés savantes (Bordeaux 1979)*, Paris, 1981, pp. 25-35; TAYLOR Craig, *The Salic law and the Valois succession to the French crown*, *French History*, vol. 15, no. 4, 2001, pp. 358-377; TAYLOR Craig, *The Salic Law, French Queenship, and the Defense of Women in the Late Middle Ages*, *French Historical Studies*, vol. 29, no. 4 (Fall 2006), pp. 543-564.
- 49 GUENEE, Bernard, *L'Opinion publique à la fin du Moyen Âge d'après la 《Chronique de Charles VI》 du Religieux de Saint-Denis*, Paris, Perrin, 2002.
- 50 たとえば1386年、シャルル6世のイングランド遠征の中止に際して、「ある者 (nonnulli) は喜び (gaudium)、多くのもの (plerique) は全ての準備が用いられなかったことを大きく (dolor) 悔やんだ。彼らは自らの出費が十分に補償されていないと考え、フランスの地にあって再び略奪に手を染める。…軍のなかには、慣習も歳も生まれも違うものがあり、こうした異なった態度を示したのである。〈In exercitu erant conciones moribus, etate, genere ac intencione dissimiles〉」, *Chronique du Religieux de Saint-Denis contenant le règne de Charles VI de 1380 à 1422*, I, p. 460.